

第 1 章 認定 N P O 法人制度の概要

1 認定NPO法人制度

認定NPO法人制度は、NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上設けられた制度です。NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、以前は、国税庁長官が認定を行う制度でしたが、平成23年の法改正により、所轄庁が認定を行う新たな認定制度が創設され、平成24年4月1日から実施されているものです。また、新たな認定制度の創設に伴い、認定要件の一部を免除する特例認定制度が導入されています。

2 認定NPO法人

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含みます。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます（法2③、44①）。

3 特例認定NPO法人

特例認定NPO法人とは、設立後5年以内のNPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まれません。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます（法2④、58①）。

4 認定NPO法人等になることによるメリット

(1) 寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法41の18の2①②）。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法37の2①三・四、314の7①三・四）。

ロ 個人が現物資産を寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます。（措法40）

ハ 法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法66の11の2②）。

ニ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません。）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法70⑩）。

(2) 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定NPO法人は適用されません。）（措法66の11の2①）。

5 認定等の基準

認定又は特例認定（以下「認定等」という。）を受けるためには、次の基準に適合する必要があります（法45、59）。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定NPO法人は除きます。）。
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

（注） 上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定NPO法人は①を除きます。）、欠格事由（法47）に該当するNPO法人は、認定等を受けることはできないこととなります。

6 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は認定等を受けることができません（法47）。

① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ NPO法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 暴力団又はその構成員等

② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人

- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

7 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（法60）。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）（法51②）。

8 認定等の窓口（所轄庁）

認定等は当該NPO法人の所轄庁が行うこととなります。

所轄庁は、原則として、当該NPO法人の主たる事務所が所在する都道府県知事になりますが、事務所が一の指定都市内のみにある場合は、当該指定都市の長が所轄庁になります。

このため、福岡県に主たる事務所が所在するNPO法人のうち、北九州市のみに事務所が所在する場合は北九州市長、福岡市のみに事務所が所在する場合は福岡市長が所轄庁となり、これら以外の場合は福岡県知事が所轄庁となります。

北九州市

北九州市市民活動サポートセンター

〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号コムシティ3階

TEL 093-645-3101 FAX 093-645-3102

福岡市

福岡市市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課 認証・認定受付窓口

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所7階

TEL 092-711-4927 FAX 092-733-5768

福岡県

福岡県人づくり・県民生活部社会活動推進課 NPO法人認証担当

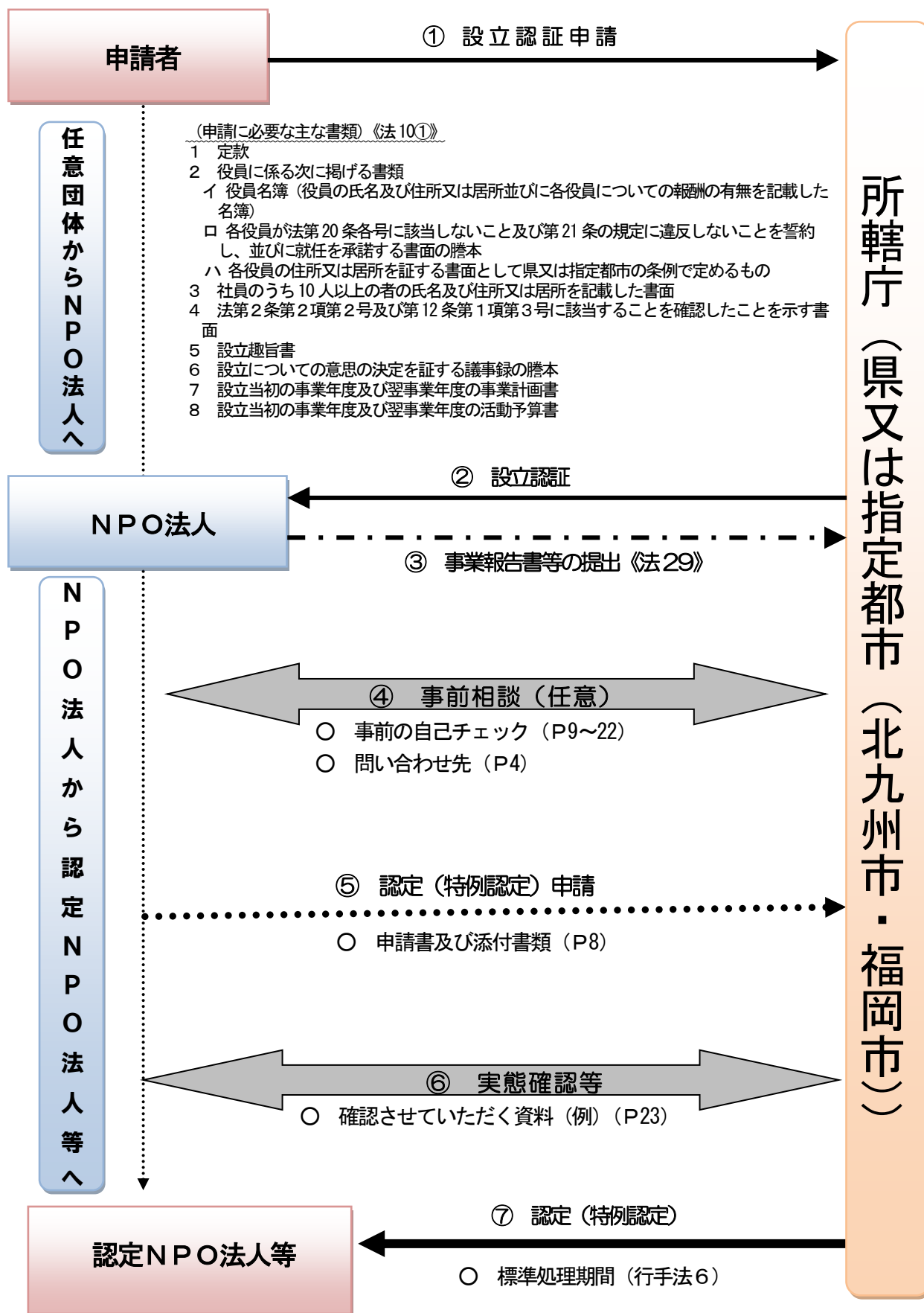
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県本庁舎1階

TEL 092-643-3939 FAX 092-643-3848

第2章 認定NPO法人制度について

I 導 入 編

1 認定NPO法人等になるまでのフロー



(注) 設立認証申請手続及び認定（特例認定）申請手続の詳細については、各所轄庁の窓口（P4）でご確認ください。

2 認定等申請手続

認定又は特例認定を受けようとするNPO法人は、認定申請書等を所轄庁に提出することとされています（法44、58）。

ただし、申請書の提出に当たっては、提出日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している必要があります（法45①ハ、59一）。

◎ 認定又は特例認定を受けるための申請書及びその添付書類（条例で定める書類）

申 請 書	
記 載 事 項	① 申請者（NPO法人）の名称
	② 代表者の氏名
	③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
	④ 設立の年月日
	⑤ 申請者（NPO法人）が現に行っている事業の概要など

申 請 書 の 添 付 書 類	
①	寄附者名簿（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
②	各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
③	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（注）①の書類については、条例個別指定の基準に適合する法人、特例認定NPO法人としての特例認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません（法44②、58②）。

（参考）

毎事業年度1回所轄庁への提出が必要な書類	
①	事業報告書
②	活動計算書
③	貸借対照表
④	財産目録
⑤	年間役員名簿
⑥	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面